

新	旧	備考
海外投資（不動産等）保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17-制度-00010 沿革（略） <u>令和 8 年 9 月 1 日 一部改正</u>	海外投資（不動産等）保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17-制度-00010 沿革（略）	
（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 13 条 被保険者は、 <u>別表 2 に掲げる</u> 損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 13 条 被保険者は、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
（被保険投資の重大な変更） 第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、別表 <u>1 に掲げる</u> 重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 ～ 5 （略）	（被保険投資の重大な変更） 第 21 条 被保険者が被保険投資に関し、 <u>海外投資保険手続細則（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00043。以下「手続細則」という。）第 4 条及び別表 2 に定める</u> 重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 ～ 5 （略）	
（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、損失の発生から 9 月以内に行うものとする。ただし、 <u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し、</u> 日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3 ～ 6 （略）	（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、損失の発生から 9 月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、 <u>特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</u> 3 ～ 6 （略）	
（手続事項） 第 39 条 この約款に <u>基づく手続については、日本貿易保険がその時々においてそのホームページ上で対外的に周知する手続に基づ</u>	（手続事項） 第 39 条 この約款に <u>規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。</u>	

新	旧	備考
<u>いて行うものとする。</u>		
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。</u>		
<u>別表 1</u> <u>重大な変更</u> <u>① 被保険投資の目的たる不動産に関する権利等の国又は地域の変更</u> <u>② 被保険投資の内容の変更</u>		
<u>別表 2</u> <u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</u> <u>一 不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ</u> <u>イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等について損害を受けたこと</u> <u>ロ 第 2 条第 3 号で定める事由により不動産に関する権利について損害を受けたこと</u> <u>二 権利等喪失支払金に係る損失を受けるおそれ</u> <u>イ 外国政府等による当該権利等喪失支払金の管理</u> <u>ロ 当該権利等喪失支払金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。</u> <u>ハ 外国政府等による権利等喪失支払金の没収（第 2 条第 4 号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）</u>		